令和３年４月６日～

生 徒 指 導 規 程

尾道市立久保中学校
生徒指導部会

第１章　総則

第１条（目的）

生徒が自ら判断し，行動し，その結果に責任をもつという「自己指導能力」を育成することが生徒指導の目標である。生徒が，将来ルールやマナーを守れる社会の一員となるために，学校においては規範意識を向上させ，健全な成長を図るために適切な指導・支援を行う必要がある。生徒が望ましい学校生活を送るとともに，集団生活や社会生活を円滑に進めていけるよう，本校における規程を示した。

第２章　学校生活に関すること

第２条（服装規定）

（１）服装・つめなどは常に清潔にし，加工しない。

制服

男子・・・［冬］標準学生服
［夏］半袖白色カッターシャツ
女子・・・［冬］紺色セーラー服，白ネクタイ
［夏］白色セーラー服，紺ネクタイ
男子・女子ともに左胸に名札をつける。

（２）ズボン・・・標準学生ズボン。ベルト着用（幅２～４㎝，１穴のもので色は，黒または紺）。
（３）スカート・・すそは，ひざが隠れる長さとする。（床にひざ立ちし，裾が床に着く）
（４）下着・・・男女とも白色の下着を必ず着用する。ワンポイントは可。
制服の下に着用する防寒（セーター）を目的とする衣服は，黒・紺・白の無地を基本とする。ただし，襟・裾・袖から出ないもので，かつフード付きも認めない。肌着シャツについては夏季と同様とする。
男子は，学生服の下に長袖白色カッターシャツを着用する。
（５）靴下・・・白色で，くるぶしの頂点から５ｃm以上かくれる長さ。ワンポイントは可
（ワンポイントの色は黒・紺・白）。
（６）靴・・・［通学用］体育に適した白色のひもつきで，学校指定の運動靴。
［室内用］学校指定の室内靴。
［体育館用］体育の授業で使用する学校指定のもの。
（７）手袋・マフラー・・・登下校のみ許可する。（教室に入ったら脱衣する。また，下校時に着用する。）
（８）防寒服・・・学校指定とし，登下校および部活動活動中等に着用できる。１１月～３月までを原則とする。（着脱衣は教室で行う。）
（９）通学かばん，サブバッグは学校指定のものとする。

第３条（頭髪規定）

（１）［前］男女とも，まゆをこえない。又､著しい加工をしない。
［後］男子は，学生服の襟にかからない。
女子は，肩にかかる時は，黒・紺ゴムで耳の高さ（耳の上端）を超えない位置で１カ所または２カ所で結ぶ。（１カ所で止める場合は後頭部の下中央）
［横］男子はまっすぐにのばした時，耳の半分以内。
※男女とも，パーマ，こてなどかけない。着色，脱色（眉を含む），そりこみ，ソフトモヒカン・ツーブロック等加工をしない。
※女子はピンを使用する場合は黒色に限り，横で止める。（多数のピンは不可とする）
（２）ワックスやスプレー等の整髪料をつけて登校してはいけない。洗髪等を行って髪型を元に戻した上で，指導を受ける。
（３）化粧，装飾，装身具をつけない。
①口紅，マスカラ等の化粧をしない。
②男女とも眉毛を剃ったり抜いたりするなど，加工をしない。
③マニキュア等の爪や身体への装飾（アイプチ等）をしない。
④ピアス，指輪，ネックレス，ブレスレット，ミサンガ，カラーコンタクト等の装飾具はつけない。
（４）頭髪は流行を追うものではなく自然な状態の髪型とする。（極端な髪型にしない。）入試にふさわしい髪型にする。

第４条（欠席・遅刻・早退・欠課について）

（１）病気その他で欠席・遅刻する時は，保護者が８時１０分までに学校に連絡する。
（２）遅刻をした場合は，職員室で理由を説明し，指導を受ける。週に２回遅刻した場合は家庭へ連絡し，協力のお願いをする。
（３）早退する時は学級担任の許可を受ける。
（４）欠課・見学をする場合は教科担任に許可を得る。

第５条（登校・下校について）

（１）交通規則を十分に守り，決められた通学路・正門を通る。
（２）通学は徒歩を原則とする。地域指定により，バスで通学する者は許可を受ける。
（３）自転車通学は認めない。（違反した場合は，一週間学校で預かり保護者に返却する）
（４）途中での立ち寄りは原則としてしない。立ち寄りをする場合は，学級担任か家庭の者に連絡をする。
（５）登下校中に買い食いをしない。飲食店に行かない。

第６条（校内での生活について）

（１）授業について
授業が終了したら次の学習の準備をしてから休憩する。教室移動は休憩時間中にすませる。
授業妨害をする生徒については，特別指導とする。授業エスケープをした場合は，原則としてその後の授業は受けられず，特別指導を行う。
（２）休憩について
校舎内では静かに過ごす。原則として校外への外出は禁止する。
（３）昼食のとり方について
できるだけ弁当を持参し，昼食時間に自分の学級，自分の席で食べる。昼食時間は教室から出ない。
（４）職員室の出入りは，ルールを守って行うこと。
（５）ストーブ・扇風機・加湿器の使用にあたっては，使用規定を守る。
（６）不要な貴重品（お金・高価な物品），不要物（時計・カメラ・携帯電話・マンガ・雑誌類・おもちゃ・危険物・食べ物等）は持参しない。（貴重品・携帯電話を持参した場合は，学校で預かり保護者に返却する。）
（７）校舎を傷つけない。備えつけの備品等の校具は大切に使う。壊した時は直ちに先生に届ける。
（８）生徒同士の金品の貸借をしない。
（９）保健室の利用は１時間とし，静養しても回復しない場合は保護者に連絡し，早退させる。

第７条（部活動について）

（１）部活動は生徒会活動の一環で自主的，協力的にすすめる。
（２）活動が十分に行われるように施設，道具の管理を確実にし，活動時間を有効につかう。
（３）部室の使用は練習時のみとし，鍵の管理は部長を中心に部員全員で注意する。また，清掃を定期に行い，整理整頓に心がけ，不必要な物を置かない。
（４）準備・片づけは部員全員で行う。
（５）下校時刻を厳守する。違反した時は部員の全体責任とする。（部活動停止，奉仕作業）
※下校時間

４月～９月	17:45 部活終了，18:00 完全下校
１０月・３月	17:15 部活終了，17:30 完全下校
１１月～２月	16:45 部活終了，17:00 完全下校

第８条　禁止すること（状況によっては関係機関連携を行う）

（１）かけごとやこれに類する行為。
（２）脅迫，暴力行為や喫煙・飲酒など，法に触れる行為。
（３）校内の諸施設・諸器具を故意に汚損，破壊する行為。
（４）教師に対する暴言・暴力および教師の指導に反発する行為
（５）火薬（爆竹，花火など）使用及び火災報知器等へのいたずら。

第３章　校外での生活に関すること

第９条

（１）交通規則をはじめとする法規法令を守る。
（２）遊技場（ゲームセンター・カラオケボックス等）・飲食店への出入は保護者同伴とする。
（３）外泊を禁止する。

第４章　特別指導（個別の反省指導）に関すること

第 10 条

次の問題行動を起こした場合は，特別指導を行い，保護者と連携する。

（１）第８条（禁止すること）を行った場合
（２）授業妨害・授業エスケープをした場合
（３）その他，必要があると判断した場合

第 11 条（特別指導とは）

（１）特別指導とは，別室等において反省文指導，面接指導，改善指導を行うことである。
（２）指導期間中は，原則として別室でプリント学習を行い，昼食・休憩も別室とする。
（３）特別指導の有無・指導期間については，校長の指導のもと，生徒指導部会で事案ごとに協議し決定する。